

平成21年 第2回臨時会

筑西広域市町村圏事務組合議会会議録

平成21年 7月21日

筑西広域市町村圏事務組合

平成21年第2回筑西広域市町村圏事務組合議会臨時会会議録目次

第 1 日 (7月21日)

議事日程	1
出席議員	2
欠席議員	2
地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者	2
職務のため出席した者	2
臨時議長の紹介	3
開 会	3
開 議	3
仮議席の指定	3
選挙第1号 議長の選挙	3
選挙第2号 副議長の選挙	5
新議員の紹介	6
諸般の報告	6
管理者提出議案の報告	6
議会運営委員長の報告	7
議席の指定	8
会議録署名議員の指名	8
会期の決定	8
施設建設・環境整備推進特別委員会委員の補欠委員の選任について	9
施設建設・環境整備推進特別委員会正副委員長の互選	9
管理者の招集あいさつ	10
議案第10号の上程、説明、質疑、採決	11
議案第11号、議案第12号の上程、説明、質疑、採決	12
議案第13号の上程、説明、質疑、採決	24
閉会中の継続審査の申し出について	26
閉 会	26

平成21年第2回筑西広域市町村圏事務組合議会臨時会議事日程

平成21年7月21日(火) 午前10時開会
筑西市議会議事堂

- 日程第 1 選挙第 1 号 議長の選挙について
- 日程第 2 選挙第 2 号 副議長の選挙について
- 日程第 3 議席の指定について
- 日程第 4 会期の決定について
- 日程第 5 施設建設・環境整備推進特別委員会委員の補欠委員の選任について
- 日程第 6 議案第 10 号 監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 7 議案第 11 号 財産の取得について
議案第 12 号 財産の取得について
(二案一括上程)
- 日程第 8 議案第 13 号 平成21年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計補正予算(第1号)
- 日程第 9 閉会中の継続審査の申し出について

出席議員（18名）

2番	皆川光吉君	3番	百目鬼晋君
4番	真次洋行君	5番	仁平正巳君
6番	水柿一俊君	7番	稲葉里子君
8番	中条美智子君	9番	高田重雄君
10番	橋本位知朗君	11番	林悦子君
12番	新井利平君	14番	秋山恵一君
15番	片平忠行君	16番	山口明君
17番	鈴木聡君	18番	金子健二君
19番	大木作次君	20番	中田文雄君

欠席議員（2名）

1番	小高友徳君	13番	榎戸甲子夫君
----	-------	-----	--------

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者

管理者	吉澤範夫君	副管理者	小西栄造君
副管理者	中田裕君	常任幹事	大越洋一君
常任幹事	永山公美君	常任幹事	飯寫洋一君
会計管理者	廣瀬信夫君	事務局長	櫻井篤君
事務局次長兼 総務課長	横田有司君	事務局 企画財政課長	小島徳幸君
筑西遊湯 館長兼 きぬ聖苑場長	赤野間敏雄君	県西総合公園 管理事務所長	氷鉤博君
次長兼環境 センター所長	近藤邦男君	消防本部長 消防	大和田邦一君
消防本部長 消防次長	鈴木啓一君	筑西地域職業 訓練センター 所長	井関幸雄君
老人福祉施設 等支配人	沼田重夫君	筑西市市長 秘書課	新井善光君

職務のため出席した者

事務局次長	古谷好男君	事務局総務課 総務グループ 係	事務局総務課 総務グループ 係	杉山雄一君
事務局企画 財政課長補佐兼 財政グループ 係	築田貴司君			

◎臨時議長の紹介

○事務局長（櫻井 篤君） おはようございます。本日は、お忙しいところご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

事務局長を仰せつかっております櫻井と申します。よろしくお願い申し上げます。

今般、結城市及び筑西市議会選出議員の任期満了に伴い、組合議会の正副議長が不在となっております。議長が選任されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、年長の議員が臨時に議長の職務を行うこととされております。ご出席の議員の中で新井利平議員が年長の議員でありますので、ご紹介申し上げます。

新井利平議員、議長席にお着き下さい。

〔臨時議長 新井利平君議長席に着席〕

○臨時議長（新井利平君） おはようございます。

ただいまご紹介をいただきました筑西市議会選出の新井利平でございます。

地方自治法第107条の規定によりまして、臨時に議長の職務を行います。何とぞよろしくお願いいたします。

◎開会の宣告

○臨時議長（新井利平君） それでは、これより、平成21年第2回筑西広域市町村圏事務組合議会臨時会を開会いたします。

（午前10時02分）

◎開議の宣告

○臨時議長（新井利平君） ただいまの出席議員は18名であります。よって、会議は成立しております。

なお、欠席通知のあった者は、13番、榎戸甲子夫君の1名であります。

それでは、これより本日の会議を開きます。

◎仮議席の指定

○臨時議長（新井利平君） この際、議事の都合上、新たに選出されました議員の仮議席を指定いたします。

仮議席は、ただいまご着席の議席を指定いたします。

◎選挙第1号 議長の選挙

○臨時議長（新井利平君） これより、日程第1、選挙第1号 議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○臨時議長（新井利平君） ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、臨時議長において指名することにいたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○臨時議長（新井利平君） ご異議なしと認めます。よって、臨時議長において指名することに決しました。

議長に榎戸甲子夫君を指名いたします。

ただいま臨時議長において指名いたしました榎戸甲子夫君を議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○臨時議長（新井利平君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました榎戸甲子夫君が当選されました。

議長に当選された榎戸甲子夫君に会議規則第30条第2項の規定により、告知し承諾を得るため、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時05分

再開 午前10時10分

○臨時議長（新井利平君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

榎戸甲子夫君の告知承諾を得ましたので、ご報告いたします。

以上をもちまして、臨時議長の職務を終了いたしました。

皆様のご協力、誠にありがとうございました。

〔臨時議長退席〕

○事務局長（櫻井 篤君） ただいま議長が選任されましたが、本日、体調不良により欠席となっており、議長の職務を行う方が不在となっております。副議長が選出されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、年長の議員が臨時に議長の職務を行うこととされております。引き続き年長の新井利平議員をご紹介申し上げます。

新井議員、議長席にお着き願います。

〔臨時議長 新井利平君議長席に着席〕

○臨時議長（新井利平君） ただいま議長が選任されましたが、本日体調不良により欠席となっており、議長の職務を行う方が不在となっております。副議長が選出されるまでの間、地方自治法第107条の規定により年長の議員が臨時に議長の職務を行うこととされております。引き続き年長の新井利平が議長席に参りました。

それでは、地方自治法第107条の規定によりまして、臨時に議長の職務を行います。何とぞよろしくお願いたします。

書類整理のため暫時休憩いたしますが、自席においてお待ち願います。

休憩 午前10時13分

再開 午前10時14分

○臨時議長（新井利平君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎選挙第2号 副議長の選挙

○臨時議長（新井利平君） 日程第2、選挙第2号 副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○臨時議長（新井利平君） ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、臨時議長において指名することにいたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○臨時議長（新井利平君） ご異議なしと認めます。よって、臨時議長において指名することに決しました。

副議長に金子健二君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま臨時議長において指名いたしました金子健二君を副議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○臨時議長（新井利平君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました金子健二君が当選されました。

ただいま副議長に当選されました金子健二君が議場におられますので、本席から会議規則第30条第2項の規定により、告知いたします。

◎副議長就任のあいさつ

○臨時議長（新井利平君） 金子健二君のごあいさつをお願いいたします。

〔新副議長 金子健二君登壇〕

○新副議長（金子健二君） 皆さん、おはようございます。

ただいま指名推選をいただき、副議長に選任されました結城市の金子健二でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

今臨時議会に付託されました案件が、皆様のご協力によりスムーズに進行されますことをお願いいたしまして、簡単でございますが、就任のあいさつにかえたいと思います。

よろしくをお願いいたします。

○臨時議長（新井利平君） 以上をもちまして、臨時議長の職務を終了いたしました。

皆様のご協力、誠にありがとうございました。

金子副議長、議長席にお着き下さい。

〔臨時議長退席、副議長着席〕

○副議長（金子健二君） 議長が欠席しておりますので、地方自治法第106条第1項の規定により、副議長において議長の職務を行います。

◎新議員の紹介

○副議長（金子健二君） まず、今般の組合議員の任期満了に伴い、新たに組合議員となりました方々の紹介をいたします。

結城市、稲葉里子君、同じく中条美智子君、同じく金子健二、同じく大木作次君、同じく中田文雄君。

筑西市、百目鬼 晋君、同じく真次洋行君、同じく仁平正巳君、同じく水柿一俊君、同じく新井利平君、同じく榎戸甲子夫君、同じく秋山恵一君、同じく片平忠行君、同じく山口 明君、同じく鈴木聡君。

以上で紹介を終わります。

◎諸般の報告

○副議長（金子健二君） 地方自治法第121条の規定により、出席を求めた者及び事務局職員出席者は、お手元に配付した文書のとおりであります。

◎管理者提出議案の報告

○副議長（金子健二君） 次に、管理者より議案が送付されておりますので、報告いたさせます。

古谷事務局次長。

○事務局次長（古谷好男君） ご報告いたします。

筑広組発第78号

平成21年7月21日

組合議会議長 榎戸甲子夫 様

筑西広域市町村圏事務組合管理者 吉澤 範 夫

平成21年第2回組合議会臨時会提出議案等の送付について

平成21年第2回筑西広域市町村圏事務組合議会臨時会に、別記議案等を提出するため別添のとおり送付いたします。

別 記 管理者提出議案等目録

（平成21年第2回筑西広域市町村圏事務組合議会臨時会）

議案第10号 監査委員の選任につき同意を求めることについて

議案第11号 財産の取得について

議案第12号 財産の取得について

議案第13号 平成21年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第1号）

以上でございます。

○副議長（金子健二君） これら議案につきましては、さきに管理者より送付したとおりであります。

◎議会運営委員長の報告

○副議長（金子健二君） 次に、本臨時会の会期及び日程等につきましては、去る7月17日に行われました議会運営委員会で審議されましたので、直ちに委員長の報告を求めます。

議会運営委員長、山口 明君。

〔議会運営委員長 山口 明君登壇〕

○議会運営委員長（山口 明君） おはようございます。報告に先立ちまして、去る7月17日に開催されました議会運営委員会におきまして、委員長を仰せつかりました筑西市の山口でございます。どうぞよろしく願いいたします。

また、今般、結城市及び筑西市選出議員の任期満了に伴いまして、新たに結城市から稲葉里子議員、中条美智子議員が、筑西市から新井利平議員、片平忠行議員、鈴木聡議員が議会運営委員に選任され、林 悦子副委員長より副委員長辞任の申し出があり、これを了承の上、新たに桜川市の高田重雄議員を副委員長に選任いたしましたので、併せてここにご報告申し上げます。

それでは、平成21年第2回筑西広域市町村圏事務組合議会臨時会につきまして、議会運営委員会を開催いたしました結果についてご報告いたします。

日程第1は、選挙第1号 議長の選挙についてであります。これは既に終了しております。

日程第2は、選挙第2号 副議長の選挙についてであります。これも既に終了しております。

日程第3は、議席の指定についてであります。

日程第4は、会期の決定についてであります。本日1日と決定いたしております。

日程第5は、施設建設・環境整備推進特別委員会委員の補欠委員の選任についてであります。

日程第6は、議案第10号 監査委員の選任につき同意を求めることについてであります。

日程第7は、議案第11号 財産の取得について及び議案第12号 財産の取得についての2案を一括上程するものであります。

日程第8は、議案第13号 平成21年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第1号）であります。

日程第9は、閉会中の継続審査の申し出についてであります。

以上、議会運営委員会において決定いたしましたので、議事の進行につきましては皆様のご協力をお願い申し上げ、報告にかえさせていただきます。

○副議長（金子健二君） 以上で報告を終わります。

◎議席の指定

○副議長（金子健二君） それでは、日程第3、議席の指定についてであります。

今回組合議員になられました方々の議席を副議長より指定いたします。

氏名とその議席を朗読いたさせます。

古谷事務局次長。

○事務局次長（古谷好男君） 議席を朗読いたします。

3番議席に百目鬼 晋議員、4番議席に真次洋行議員、5番議席に仁平正巳議員、6番議席に水柿一俊議員、7番議席に稲葉里子議員、8番議席に中条美智子議員、12番議席に新井利平議員、13番議席に榎戸甲子夫議員、14番議席に秋山恵一議員、15番議席に片平忠行議員、16番議席に山口 明議員、17番議席に鈴木 聡議員、18番議席に金子健二議員、19番議席に大木作次議員、20番議席に中田文雄議員。

以上でございます。

○副議長（金子健二君） ただいま朗読したとおり議席を指定いたします。

◎会議録署名議員の指名

○副議長（金子健二君） 次に、会議録署名者を会議規則第73条の規定により、4番、真次洋行君、14番、秋山恵一君の両君を指名いたします。

◎会期の決定

○副議長（金子健二君） 次に、日程第4、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり本日1日といたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（金子健二君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定をいたしました。

◎施設建設・環境整備推進特別委員会委員の補欠委員の選任について

○副議長（金子健二君） 続いて、日程第5、施設建設・環境整備推進特別委員会委員の補欠委員の選任についてを上程いたします。

本件につきましては、組合議員の任期満了に伴い、定員に欠員が生じており、6名の委員を選出するものであります。

お諮りいたします。本件につきましては、組合議会委員会条例第5条第2項の規定により、副議長において指名いたしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（金子健二君） ご異議なしと認め、指名いたします。

施設建設・環境整備推進特別委員会委員に、3番、百目鬼 晋君、4番、真次洋行君、5番、仁平正巳君、6番、水柿一俊君、18番、金子健二、19番、大木作次君の6名を指名いたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（金子健二君） ご異議なしと認め、ただいま指名いたしました6名の諸君を施設建設・環境整備推進特別委員会委員に選任することに決しました。

施設建設・環境整備推進特別委員会委員の方には、直ちに委員会を開いていただき、正副委員長を互選の上、副議長までご報告願います。

委員会の開催場所につきましては、正副議長室にて開催となります。

その間、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時32分

再開 午前10時45分

○副議長（金子健二君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎施設建設・環境整備推進特別委員会正副委員長の互選

○副議長（金子健二君） 施設建設・環境整備推進特別委員会委員長に大木作次君、副委員長に仁平正巳君が選任されましたので、ご報告いたします。

◎管理者の招集あいさつ

○副議長（金子健二君） この際、管理者から発言を求められておりますので、これを許します。
吉澤管理者。

〔管理者 吉澤範夫君登壇〕

○管理者（吉澤範夫君） 皆さん、おはようございます。

平成21年第2回筑西広域市町村圏事務組合議会臨時会の開会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

本日、議員各位にはご多忙のところ貴重な時間をちょうだいし、ご出席を賜り、厚く御礼申し上げる次第でございます。

初めに、このたびの正副議長選挙におきましてめでたくご就任されました榎戸議長、金子副議長には、心よりお祝い申し上げます。また、今回新たに組合議員となられました結城市と筑西市の議員の皆様方には、今後とも筑西広域圏域住民のためにご指導、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

さて、去る4月27日に組合管理者に就任し、間もなく3カ月を迎えようとしております。この間、当組合関連の各種事務事業は順調に進展しておりますが、ここで若干ご報告を申し上げます。

まず、筑西遊湯館でございますが、オープン6年が経過し、おかげをもちまして昨年は来館者が100万人を突破いたしました。今後は、入館者増を図るため、利用者の方々の意見を聞き、幅広いPR活動を展開し、安心・安全に心かけた運営に努めてまいります。

次に、県西総合公園でございますが、こども広場を拡張し、幅3メートルの大型滑り台やターザンロープ等の遊具が完成をし、本年2月より供用開始いたしております。休日には順番待ちができるほどの人気がございます。また、こども広場西側の修景池にお休みどころデッキが完成し、供用開始いたしました。

次に、環境センターでございますが、同センターにおいて生産されます熔融スラグの有効利用につきましては、これまで以上に構成3市に有効利用を働きかけるとともに、県にも積極的に要望し、利用促進に努めてまいります。

次に、今回議案としてご提案いたしておりますが、消防緊急援助隊として活動できる災害対応特殊救急自動車及び高規格救急自動車を購入し、広範囲に及ぶ大規模な災害や救急出動時に迅速かつ安全確実に対処し、緊急時には住民が安心して頼れる救急救命体制のさらなる充実を図ってまいりたいと存じております。

続きまして、今臨時会への提出案件の概要を申し上げます。まず、議案第10号は、監査委員の選任について同意を求めるものでございます。議案第11号と第12号は、ただいま申し上げました災害対応特殊救急自動車及び高規格救急自動車購入にあたり、ご賛同をお願いするものでございます。

議案第13号は、一般会計の補正予算であり、新型インフルエンザ対策のための防御衣の購入や旧下

館消防庁舎の解体撤去に係る当組合負担等についてでございます。

以上、提出案件の概要を申し上げましたが、詳細につきましては各担当者をご説明いたしますので、十分ご審議の上、ご賛同賜りますようお願いを申し上げまして、ごあいさつにかえさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

◎議案第10号の上程、説明、質疑、採決

○副議長（金子健二君） 次に、日程第6、議案第10号 監査委員の選任につき同意を求めることについてを上程いたします。

この際、本件については、中田文雄君の一身上の問題に関することであり、地方自治法第117条の規定により除斥となりますので、退席願います。

〔20番 中田文雄君退場〕

○副議長（金子健二君） それでは、説明を求めます。

吉澤管理者。

〔管理者 吉澤範夫君登壇〕

○管理者（吉澤範夫君） ご説明をいたします。

議案第10号は、監査委員の選任につき同意を求めることについてでございます。欠員となっております当組合の監査委員については、当組規約第15条第2項の規定により、当組合の議員さんであります次の方を監査委員に選任することについて、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

結城市大字結城6259番地、中田文雄さん、昭和21年6月30日生まれでございます。

なお、参考といたしまして、議案書の裏面に中田さんの略歴が記載されておりますので、ご参照いただきたいと思います。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○副議長（金子健二君） 説明を終わります。

質疑を願います。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（金子健二君） 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。中田文雄君を監査委員に選任することについて、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（金子健二君） 起立全員。よって、中田文雄君が監査委員に選任されました。

20番、中田文雄君の除斥を解きます。

〔20番 中田文雄君入場〕

○副議長（金子健二君） 20番、中田文雄君が議場におられますので、ごあいさつをお願いいたします。

〔20番 中田文雄君登壇〕

○20番（中田文雄君） ただいま監査委員に仰せつかりました結城の中田文雄でございます。

私、この筑西議会初めてでございまして、何かと戸惑うことがあると思います。しかし、1回この大役を仰せつかった以上は、誠心、全精力を込めて筑西広域市町村圏事務組合の発展と、そしてスムーズな行政が行えるよう全力を尽くしたいと思います。ふなれな私ではございますけれども、ぜひ皆様方のご支援をお願いしたいと、一緒に頑張りたいと思います。

よろしく申し上げます。

◎議案第11号、議案第12号の上程、説明、質疑、採決

○副議長（金子健二君） 次に、日程第7、議案第11号 財産の取得について及び議案第12号 財産の取得についての2案を一括上程いたします。

直ちに説明を求めます。

大和田消防長。

〔消防本部消防長 大和田邦一君登壇〕

○消防本部消防長（大和田邦一君） ただいまご指名をいただきました大和田でございます。

議案第11号及び議案第12号につきまして、一括してご説明申し上げます。

議案第11号 財産の取得について。

消防力の強化及び消防装備の近代化を図るため、下記の財産を取得することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和45年組合条例第5号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

記

- | | | |
|------------|---|----|
| 1 購入物品及び数量 | 災害対応特殊救急自動車 | 1台 |
| 2 契約の方法 | 随意契約 | |
| 3 契約金額 | 金32,500,000円 | |
| 4 契約の相手方 | 水戸市泉町二丁目3番24号
茨城トヨタ自動車株式会社
代表取締役 幡谷史朗 | |

平成21年7月21日提出

筑西広域市町村圏事務組合

管理者 吉澤 範夫

でございます。

この案件につきましては、平成10年3月、筑西消防署明野分署に配備されました普通救急自動車を高規格救急自動車に更新するものでございます。救急車の更新につきましては、消防車両整備計画に基づき順次高規格救急自動車を配備している状況でもあります。明野分署の救急車は、配備以来11年が経過し、応急処置用資器材等の老朽化が大変進んでいる状況であります。また、この車両につきましては、平成13年に製造が中止されたことにより、応急的な修理を余儀なくされているところでもあります。

今般、明野分署に高規格救急車を配備し、救急業務の高度化を図り、高度な救命処置を地域住民に提供し、救命率の向上に努めることを目的として更新するものでございます。

本車両につきましては、災害対応特殊救急自動車として国からの補助、これを受けまして整備するものであり、平成22年度から緊急消防援助隊の救急部隊として新規登録するものでもございます。

なお、災害対応特殊救急車の仕様につきましては、添付仕様書のとおりでありますので、ご照覧をいただきたいと思っております。

続きまして、議案第12号 財産の取得について。

消防力の強化及び消防装備の近代化を図るため、下記の財産を取得することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和45年組合条例第5号）第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

記

- | | | |
|------------|---|----|
| 1 購入物品及び数量 | 高規格救急自動車 | 1台 |
| 2 契約の方法 | 随意契約 | |
| 3 契約金額 | 金32,500,000円 | |
| 4 契約の相手方 | 水戸市泉町二丁目3番24号
茨城トヨタ自動車株式会社
代表取締役 幡谷史朗 | |

平成21年7月21日提出

筑西広域市町村圏事務組合

管理者 吉澤 範夫

この件につきましては、桜川消防署に配備された高規格救急車を更新するものでございます。

平成20年4月、北関東自動車道桜川筑西インターの開通に伴い、高速道路上の救急事案対応のため高規格救急自動車を配備いたしました。この高規格救急自動車は、平成7年に下館消防署に配備され、更新される平成18年3月まで運用されていた車両でありまして、平成18年4月から本部救急予備車として運用しておりましたが、北関東自動車道桜川筑西インターの開通に伴い、桜川消防署に配備がえをした車両であります。

当車両は、配備から13年が経過し、高度救命用資器材の老朽化も激しく、また走行距離につきまし

ては26万キロを超えているということで、部品交換等の修理費用が増加している状況でもございます。

平成20年12月、北関東自動車道の茨城県内全線開通に伴いまして、交通量の増加とともに交通事故等の増加も予想され、救急業務の円滑な活動を図りたく、更新するものでございます。

なお、高規格救急自動車の仕様につきましては、別途添付仕様書のとおりでございますので、ご照覧をいただきたいと存じます。

さきにご説明申し上げました災害対応特殊救急自動車と高規格救急自動車の違いにつきましては、名称の違いのみでありまして、仕様装備等につきましては、全く同じ車両でございます。

さきの車両につきましては、国庫補助金が認められ、緊急消防援助隊として登録する車両でありますので、災害対応特殊救急自動車との名称になっております。

次に、契約方法について、随意契約に至りました経過についてご説明申し上げます。現在、国内で生産されているガソリンエンジンの高規格救急自動車は、日産自動車及びトヨタ自動車で製造している2車種のみであります。この2車種につきまして、優位性等について詳細に比較検討しましたところ、特に特異なところといたしまして、1つ目といたしまして、エンジン排気量が日産車に関しましては3,500cc、トヨタ自動車につきましては、2,700ccであること。さらに、2つ目としまして、トヨタ車は、患者室内が広く、室内での隊員の活動がしやすくなっており、その反面、回転半径も小さく、小回りも容易な車両であるということ。3つ目といたしまして、車両本体価格につきましては、日産自動車製1,477万6,000円に対しまして、トヨタ車救急車につきましては1,040万円であること、以上のように2車種間におきましては、大きな相違が確認できたわけです。

当管内は、地形が平坦でありまして、高排気量及び高出力の救急車は必要ないと判断するとともに、道路狭隘地区などの出勤に対しても、小回りの可能な車両を選定いたしました。さらに、車両本体価格の安いトヨタ救急車を選定するに至ったわけでございます。

また、高規格救急自動車は、高度救命用資器材等を積載していることから、販売するには高度管理医療機器等販売営業許可証を受けていることが必要でありまして、この高度管理医療機器等販売営業許可証を受けている販売店につきましては、県内には茨城日産自動車株式会社、茨城トヨタ自動車株式会社の2社が存在しておりますが、選択した車両がトヨタ救急車でありますので、茨城トヨタ自動車株式会社を唯一の契約相手と判断いたしました。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○副議長（金子健二君） 以上で説明を終わります。

質疑を願います。

5番、仁平正巳君。

〔5番 仁平正巳君登壇〕

○5番（仁平正巳君） 5番、仁平です。議案第11号について質疑を行います。

明野分署に配備するという説明でありました。11年で前の車は、今現在の車は何万キロ走行したの

か。それから、その現在の車は、いわゆる下に出すのかどこかへ配備がえをするのか、どうするのかお尋ねをいたします。

○副議長（金子健二君） 大和田消防長。

〔消防本部消防長 大和田邦一君登壇〕

○消防本部消防長（大和田邦一君） 仁平議員さんのご質問にお答えします。

明野分署の救急車は、先ほど申しましたとおり配備後11年ですが、走行距離に関しましては17万6,000キロメートルでございます。

続きまして、取りかえた後にどうするのかということでございますが、廃車予定でございます。

以上でございます。

○副議長（金子健二君） 質疑をお願いいたします。

17番、鈴木 聡君。

〔17番 鈴木 聡君登壇〕

○17番（鈴木 聡君） その救急車の車両の買いかえというのは、老朽化してきたからそれでいいのですけれども、ただ随契で契約するという問題ですよね。私は、こういう出先機関というか、出先とはこれはあれだから、独立した広域ですから、そういうところの何かこの治外法権というか、いわゆる様々な各広域圏を構成している桜川、筑西、それから結城、こういった人たちの市民のとうとい税負担によって賄われている中で、いわゆるそういった3市の条例というか、そういう規則、決まり、そういうものが及ばないところなのかなと感じたのです。

この3,250万もする車をですよ、2台も随意契約ですということは何なのだと、しかも前任者の管理者がやってきたことだとは思いますが、今度はかわったのですよ、管理者が。やっぱり管理者がかわったならば、それを変える、変革するということが一番大事なのではないかなと。随意契約した理由について消防長は、様々な理由を挙げていますよ、ここに書いてあったね。何、患者室が広いとか、それから小回りがきくとか、道路が狭隘なところが、筑西広域圏は狭隘なところが多いから適しているのだとか、平たん地域が多い、それから何、排気量の問題で、日産とトヨタの比較をしているが、それは、あと本体の問題も言っていますよ。日産の排気が3,500かな、トヨタが2,700だと、排気から考えれば、エコを考えれば2,700のほうがいいのだとか、ガソリン代が節約できるとか、本体が1,477万、日産が、トヨタが1,040万だと、安いのだと。

まず、その、つまり、いわゆる物品購入にしてもですよ、物品購入だと思うのだよね。こういうものについてのいわゆる購入基準というのがあるのですよ、それぞれ桜川でも筑西でも結城でも。筑西市に準じて入札問題などいろいろやるのだということをかねがねずっと言ってきたけれども、筑西市に準じてやるのだったら、筑西市のそういう入札方法の問題では、物品購入にあたっては予定価格が80万を超えるものはみんな競争入札なのですよ、80万を超える。まるでこれ80万と3,250万の比較したら、驚くような金額ですよ。これを2台も消防長が決めてきたと、その消防長が言う理由について

いろいろ今述べたけれども、この仕様書を見ますと、いわゆるこのシャーシとエンジン型の形式の仕様書が書いてあります。それから、車両に使用するシャーシの主要、これは緒元と読むのかな、ちょっと初めて見る字だから、このいろいろ載っています。

それでは、小回りがきく、それから平たん地域が多いから2,700ccでいいのだとかと、それでは小回りがきくというのは、私は車の全長とか全幅とか、そういうものをここに掲げてありますが、では日産のほうは、別に私が日産を支援するわけではないけれども、日産のほうはこのシャーシの主要の緒元に該当しないという意味なのでしょう、これ、そうすると。つまり、全長が5,640ミリ以下でしょう。全幅が1,900ミリ以下、全高というの、2,500ミリ以下、ホイールベース、いろいろな寸法、これを挙げて、これに何、日産はここに、この大きさに合わないのですか。それで小回りがきかないからトヨタにしたのだと。

だって、それから、この同じ車の2台を買って、災害と高規格、高速道路用だと言うのだが、全く救急車のそのものは同じではないですか。災害で買えば国の補助が対象になるのに、災害で両方とも買えばいいのではないのですか。高速走るから高度規格ではなくて、同じ車なのですよ。だから、両方ともいわゆる災害として購入してですよ、国の補助対象として買ったほうがいいのではないの。どっちにしたって高速道路は通るのですよ、どっちが利用されようと思っても。

この筑西エリアは、広域圏は、平たん地ばかりではないのだ、これは。大和、真壁、岩瀬のほう行ったら山があつて、坂を上っていくようなところもあるのだよね。だから、そういう点を考えれば、これは随契、競争もなく消防長の判断で買うなんていうことは言語道断ですよ、これは。競争すれば、こういう差なんていうのはもっと低くなるかもしれないよ。ここでは本体の400万の差があるけれども、競争しなければだめですよ。つまり、トヨタと日産しかこういうものはつくっていないというから、では2社でもいいですよ。競争させるのですよ。あなたが判断してこういう適しているなんていうことで勝手に解釈して、これは私はおかしいと思うよね。これは、消防長一人で決めたのですか。管理者に伺って、最終的には伺うのでしょうかけれども、管理者が判こ押さなければ買えないのだからね。しかし、私は、今までのような前任者の管理者のやり方を踏襲してきたのでは、圏民の税金幾ら払ったって、これはあれですよ、今もう社会全体、国会でも国でもそうでしょう。随契問題があちこちで官僚の天下り先によっていろいろやられて、今社会問題になっているのですよ、いろんな業務が委託されたりして。こういう情勢の中で筑西広域圏は、いまだにこういう随意契約にやっている。環境センターの産廃の搬出だってそうだわ、随契でやっている。こういう報告が議会にはないから、今みんな忘れ去られたように感じているだろうけれども、そうはいかないのだよね。これは、やはりこの何で随意契約をやらなければならないのだと。先ほど言ったシャーシのこの仕様書の内容、この今議案書に掲げられた車の大きさとかいろんな載っていますよ。患者室内は幅1,780ミリ以下だとか、それから高さは1,860ミリ以下だとか、こういうものに日産は該当しないのですか、この基準に。それをちょっと答弁してもらってね。

随意契約にした理由は、消防長が言ったから、そういう理由でやったのだというのは、それは時間かかってしまうから述べなくていいです。繰り返すからね。この仕様書に基づいて、本当に日産は該当しないのかと、こういう大きさの問題について、その辺を、いろいろ時間の都合ありますから、そういうことをご答弁、だから答弁の1つは、いわゆる仕様書でちゃんと見比べたのかどうか、それから……忘れてしまった。また、漏れた点は質問します。

以上です。

○副議長（金子健二君） 鈴木 聡君の1回目の質疑に答弁願います。

大和田消防長。

〔消防本部消防長 大和田邦一君登壇〕

○消防本部消防長（大和田邦一君） 鈴木議員さんのご質問にお答えします。

仕様書の各車両の主要緒元の件でありますけれども、まず仕様書につきましては、どちらの、先ほどこから申しまわっていますように、日産とトヨタしかないということで、そのどちらにも合うような仕様書にはつくっております。つまり、仕様書をつくりまして、それに基づいて見積書を添付してもらう関係上、その各車両の仕様に合うような仕様書にしております。

以上でございます。

○副議長（金子健二君） 17番、鈴木 聡君。

○17番（鈴木 聡君） これは何、見積もり合わせをしたのですか、見積もり合わせをね。トヨタはこれで、それから日産は幾らだかというのをちょっと。

それから、災害ということで救急車1台買うけれども、もう一台は単なるその高速道路を走るからどうのこうの、それは、だってなぜそういう区別をしたのです。国の補助をいただいたほうがいいのではないですか。どのくらい補助が出るのですか、国によって、その1台買うと。こういうふうな区別をして、わざわざ全額こっちで買うような話に持っていったのは何なのです。

○副議長（金子健二君） 鈴木 聡君の2回目の質疑に答弁願います。

大和田消防長。

○消防本部消防長（大和田邦一君） それでは、鈴木議員さんのご質問にお答えします。

まず、補助関係ですが、今回災害対応特殊救急車ということで国の補助を1台いただいておりますが、これにつきましては当本部の管内におきましては、緊急消防隊として登録しているのが3車両あります、救急車が。それが5年を経過しないと登録がえはできないということでなっております、本来ならば2車両本当に緊急援助隊の車両として申請すればいいのですけれども、そういう申請は認めていただけないということで、今回たまたまちょうど真壁消防署に配置してあります救急車が5年で登録が切れますので、この登録がえすることによって新しいその災害対応特殊救急車が補助が認められるというような状況になっておりますので、今回1台だけそういうことで該当になったので、1台のみの補助が認められたということになっております。

続きまして、もう一点ですが、日産自動車とトヨタ自動車の救急車の見積もりということですが、トヨタ自動車につきましては、3,518万8,000円です。なお、日産につきましては、3,758万2,000円となっております。以上が提出していただいた見積書です。見積もり金額になります。

また、補助につきましては、補助基準額がありまして、補助基準額の2分の1が補助金として認められたわけですがけれども、この補助につきましては、基準額が2,503万9,000円で、その2分の1の1,251万9,000円が補助金として認められております。

以上でございます。

〔「まだ言いたいことあんだけど、2回までだからしょうがないからね」と言う人あり〕

○副議長（金子健二君） ほかに質疑ございませんか。

8番、中条美智子君。

〔8番 中条美智子君登壇〕

○8番（中条美智子君） 質問させていただきます。

今の鈴木議員と同じ問題なのですけれども、やはり私もこの議案書を見たときに、3,500万もで随意契約というのがとても納得しがたかったのです。それで説明を受けましたけれども、確かにトヨタと日産と2社とか製造していないということですが、これは県内でどうしても買わなければいけないものなのか。もし県内だけではなくて、全国のトヨタ、日産の代理店を合わせ、そこから競争入札をしたら、もっと、もしかしたらもっと金額が違ってくるのではないかなと思うのですけれども、私余りそういう経験はないのですが、これは県内で必ず購入しなければいけないものなのか、その辺の判断、これからやはりいろんなものが、先ほどの話で焼却炉の問題なんかもありましたけれども、そういったことも全国から競争入札をしているという自治体もたくさんあると思います。ですから、その辺どのような仕組みになっていて、決まり事があるのかどうか、それをご答弁いただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○副議長（金子健二君） 中条美智子君の1回目の質疑に答弁願います。

大和田消防長。

〔消防本部消防長 大和田邦一君登壇〕

○消防本部消防長（大和田邦一君） 中条議員さんのご質問にお答えします。

茨城県内のトヨタ自動車のみでなく県外のトヨタも参入させてはどうかというようなご意見かと思っております。これにつきましては、先ほど申しましたように、販売につきましては、トヨタ自動車の関連は茨城トヨタ自動車株式会社、あるいは栃木県内であれば栃木トヨタ自動車株式会社、そういうような同じ同系の会社でございます。それ以外に一般の販売店さんにつきましては、資格が必要ですので、なかなか販売の許可は得ていないというような感じがあります。なおかつその同系の会社で入札するのはどうかと、ちょっと疑問に思う点もありますので、一応今回につきましても茨城県内のその販

売店だけを対象にして随契をしたというような感があります。

その件につきましては、もうちょっと勉強させていただき、協議検討したいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○副議長（金子健二君） 8番、中条美智子君。

○8番（中条美智子君） 今検討、これ、今後検討していかれるということで答弁でしたけれども、今のご答弁では、必ず県内で買わなければならないという決まりはないというふうに伺ったのですね。ということは、今までそういった前例がないというだけであって、やはりこれはやってみないとわからないと思うのです。やらないでいて多分こうだろうという、そういう先入観での対処方法というのはいかかなものかと思ひますけれども、どうでしょうか。

○副議長（金子健二君） 中条美智子君の2回目の質疑に答弁願ひます。

同じく大和田消防長。

○消防本部消防長（大和田邦一君） 中条議員さんのご指摘のとおり今まで前例がありません。ですから、今後におきましてはよく検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（金子健二君） ほかにございせんか。

4番、真次洋行君。

〔4番 真次洋行君登壇〕

○4番（真次洋行君） この2つ、11号と12が随意契約ということについては、本当にこれ2つだと6,500万という金額で、今、先ほど鈴木さんも言っていましたけれども、こういう随意契約については、国でも大変な問題になっております。それを例えばトヨタと日産しかないということであれば、やはりお互いに見積もりをとって照らして、値を交渉するなりして、その結果がどうなるか、そういうことについて審議されたのかどうか、それらについて質問したい。

そして、この消防というか、広域のこういう消防署というのは、茨城県にいっぱいあります。同じような車種というのはあると思ひます。だから、こういうトヨタにした。だから、ほかのところも同じ金額でこういうものを買っているか、それぞれの市町村の、例えば日立市や水戸市、取手や、あとつくば、こういうところの価格と比べた場合どうなのか、この辺について検討されたかどうか、また聞いたのかどうか、まず1点、1回目に質問します。よろしくお願ひします。

○副議長（金子健二君） 真次洋行君の第1回目の質疑に答弁願ひます。

大和田消防長。

〔消防本部消防長 大和田邦一君登壇〕

○消防本部消防長（大和田邦一君） 真次議員さんのご質問にお答えします。

まず、県内の救急車の状況でございますけれども、これは20年度の納入実績と申しますか、調査し

ましたところ、11台の救急車の県内の納入がありました。これをメーカー別に言いますと、そのうちの9台がトヨタ自動車製であります。2台が日産自動車製というような状況でございます。

また、価格につきましても、これは仕様によって、その地域の仕様によって価格が違ってきますので、価格のことは一概に言えないのですが、また調査をしてもなかなか価格のことは各本部も教えないというような状況になっていきますので、価格は実際の調査はしておりません。ただ、納入に関しましては、そのような9台と2台の約80%、県内はトヨタ自動車の救急車であるというように認識しております。

以上のような状況でございます。

〔「価格等の値の交渉」と言う人あり〕

○消防本部消防長（大和田邦一君） 仕様書を作成しまして、その仕様書に基づいて各メーカーに見積書の提出を要求しました。それで上がってきた金額が先ほどの金額であります。ただ、真次議員さんが言うように、交渉して結局同じ舞台にただ立つような方法をとったらどうかというようなことではないかと思うのですが、それまでは今回実施しませんで、仕様書作成の段階で広域事務局の財政担当とよく協議をしまして、これは随意契約でやむを得ないのではないかとというような結論が出ましたので、随意契約に至ったというような経過でございます。

以上でございます。

○副議長（金子健二君） 真次洋行君の2回目の質疑願います。

4番、真次洋行君。

○4番（真次洋行君） 質問させていただきます。

今聞きますと、20年度はトヨタが9台で日産が2台ということで答弁いただきました。やっぱり。日産車使っているところの消防署というのはどこなのか、分かっていたら教えていただきたいと思えますし、また今やこの契約というのは、ちょっと私も今回が初めてなのですけれども、この契約というのは、これだけの金額というのは、やっぱり随意というか、そういうのあると思えますけれども、この物品というか、そういう契約するにおいてこれだけの金額は何社以上とか、そういうものを決めていないのかどうか、全くもうこれから随意的なものなのか。そういうことはこれから今後問題になってくると私は思っておりますし、そういうことについてどう思っているのか、お伺いしたいと思います。よろしく願います。

○副議長（金子健二君） 真次洋行君の2回目の質疑に答弁願います。

大和田消防長。

○消防本部消防長（大和田邦一君） 真次議員さんのご質問にお答えします。

今現在、県内で先ほど申しましたように20年度につきましては、那珂市消防本部と稲敷地方広域消防本部、この2本部が日産車ということになっております。

続きまして、今後についてでございますが、規定の中では確かに金額の張るものにつきましては、

入札というのはこれは原則というのは重々分かっております。ただ、今回につきましても、一応予定価格を設けまして、1社入札というような形で実施はしております。

以上でございます。

〔「だから、今後は検討するのかどうかだけ」と言う人あり〕

○消防本部消防長（大和田邦一君） していきたいと考えております。

以上です。

○副議長（金子健二君） ほかに。

11番、林 悦子君。

〔11番 林 悦子君登壇〕

○11番（林 悦子君） 消防長にお尋ねをいたします。

1点目は、現在納入してある広域、この当消防署の消防自動車は何台も何十台もありますが、それは例えばそのメーカーの納入状況、例えば日産車が何台あるとかトヨタ車が何台あるとか、あるいは全部トヨタ車であるとか、今回初めてトヨタにしたとかというのがあると思うので、現在の納入状況においてその比率というのですか、比率というかその状況を説明をしていただきたいと思います。

それから、私は、随意契約が決して悪いとばかりは言えないというふうに思っているのですね。特殊自動車であったり、これは自動車に限らず、特殊技能であったりしたときにですね。それから、すぐ修理に来てもらえるとか、そういったその様々な状況を総合的に考えなくてはならないというふうに思っているときあるのですね。ですから、そのときに確かに一般競争入札等でふるいにかけていくというのは、そのときはいいのかもしれないのですが、長い間のおつき合いを考えたときに、ましてや消防自動車なんていうのは、安全・迅速・安心というのを一番、それから専門的な技術も求められるし、例えば私が特殊免許を持っているからといって、消防自動車に乗って、私が現場に駆けつけられるかという、それはどうなのだというところもあるわけで、そういったことを考えたときに、今回については私は賛成したいと思っているのですけれども、随意契約だから非常に不審である、安くないというような考え方は私は持たないのですね。やはりどうしても安いということにこだわりますと、そのとき安いということにこだわりますと、今の消防長のような答えが出てくると思うのですけれども、私はいいと思って自分で選んだのだったら、今後検討するとか今後はそういうこともあり得るかといういいかげんなことは言わないほうがいいと思いますよ。もっと自分の仕事にプライドを持たれたらどうですか。あなた消防自動車のよしあしを判断するのは私よりもあなたのほうが的確なわけでしょう。私は、そのあなたの能力を買うわけですから、やりもしない、やり得ないようなことを議会でいいあんばいにその場しのぎの答弁はしないで、プロとしてのプライドを持ったほうがいいと思いますよ。

では、その質問について答えてください。

○副議長（金子健二君） 林 悦子君の1回目の質疑に答弁願います。

大和田消防長。

〔消防本部消防長 大和田邦一君登壇〕

○消防本部消防長（大和田邦一君） ただいまの林議員さんのご質問にお答えします。

まず、1点目ですが、広域管内の救急車の納入状況はどうかということですが、現在救急車が当管内には11台あります。配置状況につきましては……

〔「それはいいです」と言う人あり〕

○消防本部消防長（大和田邦一君） それで、その中でトヨタ自動車に関しましては10台、さらに日産は今現在1台しかありません。その1台につきましては、今回購入予定の明野分署に配備した救急車のみが日産自動車製でございます。

以上でございます。

○副議長（金子健二君） 11番、林悦子君。

○11番（林悦子君） では、それは管理者及び副管理者にも要望ということでお願いしたいのですが、相見積もりを一応とって、最初にね、全く1社単独の交渉したのではなくて、とりあえず事前のリサーチをした上で今回かけているわけですね。そう何社もかけられるところがメーカーがないわけですね。その中で確かに随意契約以外の方法だったらどうなのかということは、これはあるのだと思いますけれども、私はやっぱり今の納入状況を聞いておりますと、だんだん、だんだんやっぱりこのメーカー、このメーカーというのではなくて、やっぱり1台入っていくとどうしてもその車の多分なれとか使い方が体で多分消防の作業なんていうのは覚えていくものだから、どうしてもその、あるときはベンツに乗って、あるときはトヨタに乗るなどということは、万が一のその行動の迅速性や安全を考えたときに、リスクがあると思います。ですから、トヨタがいいか日産がいいかということは基本的なところは分かりませんが、多分現場ではそれに移行していくような何か理由なのか、それは仕事の上で今言ったような、私は理由はあると思っています。ですから、やっぱり実際に車を使っている者でないと分からないようなものについては、不正やそんなものがあるわけじゃないけれども、私は判断尊重したいというふうに思っています。

安さとは何ぞやということを考えてときに、確かにネット等で売り買いするのがはやっていますけれども、やはり修理だとかメンテナンスだとかサービスとかいうことを全部総括して考えなければいけないと思うのですね。これはどんな商売でもそれがあろうと思います。買ったときには安くても、メンテナンスが悪いということもあるし、買ったときには高くても、その後サービスがよかったから、おたくから買うよというようなことはどんな業界にでも私はあろうと思います。

それから、全国展開で買うなどということは理屈の上では成り立っても、やはりメーカーも納税している以上は、納税している地域のところで買うというのが私は人情だと思います。でないと、県民税を払っていますから、いや、人情という言葉がよくないのだったら、それは今お笑いになるから、その話は引き取りますけれども、県民税を払っているわけでしょう。だったら、確かに筑西市からだ

ったら栃木県あたりから買ってきたほうが距離的に近いのかな、なんて思いますよ。だけれども、やっぱり県民税を払っているのですよね、このトヨタという会社はね。そのことも勘案しなくてはいけないのではないですかね。

以上、今後、私がお願いしたいのは、これは消防自動車に限らず、ありとあらゆる公用車の買いかえ基準というのを、県あたりだと多分4条件あるのですね。買って何年とか、それから走行距離が20万キロとかなんとか、その一般車なんかもですね。そういうものを特殊車に当てはめられるかどうかは別にしてですよ、今後公用車なんかも買いかえの時期になると思いますので、整備なさらいいのではないかというふうに思います。

以上です。

○副議長（金子健二君） 吉澤管理者。

○管理者（吉澤範夫君） ただいまは、財産取得に係る契約について、林議員さんはじめ何名かの議員からご指摘をいただいたわけでありますが、まずもって今回の契約につきましては、圏域住民の命に直接結びつくものでありますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

それで、今回随意契約の部分でご指摘をいただいているわけですが、消防長のほうからのご答弁申し上げましたように、今回の車両は特殊車であるということ、そして日産とトヨタのみしか扱っていないと、日産については3,500ccの上代が1,480万円、トヨタにつきましては2,700の1,040万円ということで、既にベース車がスタートの時点で440万円違う形の中で、前回入札を行ったようでございます。そのときの金額よりも低い値段で見積もりをいただいたということもございまして、今回は随契ということに承認をさせていただいたところでございます。

今後につきましては、県の購入の仕方とか近隣の購入の仕方等もよく調査をしてみたいというふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

○副議長（金子健二君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（金子健二君） 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（金子健二君） ご異議なしと認め、逐条採決いたします。

まず、議案第11号 財産の取得について、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（金子健二君） 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号 財産の取得について、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○副議長（金子健二君） 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第13号の上程、説明、質疑、採決

○副議長（金子健二君） 次に、日程第8、議案第13号 平成21年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第1号）を上程いたします。

直ちに説明を求めます。

櫻井事務局長。

[事務局長 櫻井 篤君登壇]

○事務局長（櫻井 篤君） 議案第13号についてご説明申し上げます。

平成21年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第1号）

平成21年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,237万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ61億3,619万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成21年7月21日提出

4ページをお願いいたします。第2表、地方債補正の変更でございます。救急車2台を購入するための起債としまして、当初7,410万円の限度額を設定しましたが、うち1台が災害対応特殊救急自動車として国庫補助金の対象となりました。そのため限度額を5,830万円に下げをお願いをします。

続きまして、5ページ、6ページをお願いいたします。歳入歳出補正予算事項別明細書、歳入でございます。款1分賦金、項1分賦金、目4消防費分賦金、2,500万円の補正でございます。旧下館消防庁舎の解体撤去費として筑西広域事務組合の負担金の補正をお願いするものでございます。3市の負担額としましては、結城市606万2,500円、筑西市1,271万円、桜川市622万7,500円でございます。詳細につきましては、歳出でご説明申し上げます。

次に、款3国庫支出金、項1国庫補助金、目2消防費国庫補助金でございます。高規格救急自動車2台を予算計上しておりましたが、1台が災害対応特殊救急自動車に登録されたことにより、国庫補助金の対象となりましたので、国庫補助金1,251万9,000円の補正をお願いするものでございます。

次に、款6繰越金、項1繰越金、目1繰越金でございます。6月に茨城県内におきまして新型イン

フルエンザ感染者が確認され、現在も拡大傾向にあり、今後も感染拡大が想定されておりますので、その対策としまして、防止対策防護キット等を追加購入するために、繰越金から65万2,000円を充当するものでございます。

続きまして、款8組合債、項1組合債、目3消防債でございます。救急自動車1台が国庫補助対象となったこと、また救急車2台の購入価格が決定したことによりまして、組合債1,580万円の減額補正をお願いするものでございます。

続きまして、7ページ、8ページをお願いいたします。歳出でございます。款1消防費、項5消防費、目1消防総務費2,732万3,000円の補正でございますが、そのうちまず8ページの節11需用費232万3,000円につきましては、6月に茨城県内でも新型インフルエンザ感染者が出、その後も拡大傾向にございます。感染が拡大したときに対応するために防護キット800着、それに消毒用の資器材、消耗品等を購入するために増額補正をお願いするものでございます。

次に、19負担金補助及び交付金2,500万円でございますが、旧下館消防庁舎解体撤去の工事費として当組合の負担金でございます。旧下館消防庁舎につきましては、平成10年9月に筑西広域事務組合より当時の下館市に用途についての意向打診を行いまして、下館市より同年10月に下館市で使用する。使用後撤去する場合の費用は、下館市と筑西広域事務組合で折半するという回答がありました。撤去費用を折半することで合意されまして、現在に至っております。

現在は、倉庫として利用しているということでございますが、外壁の崩落等が予想され、小学校、中学校、高校等の通学路にも接し、危険性の高い建物のため、今般解体したいと筑西市から要望がございまして、以前の約束に基づき解体費5,000万のうち2,500万円を筑西広域が負担するものでございます。

次に、目2消防施設費、18の備品購入費でございますが、これは災害対応特殊救急自動車及び高規格救急自動車の入札差金495万2,000円の減額補正をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○副議長（金子健二君） 以上で説明を終わります。

質疑を願います。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（金子健二君） 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（金子健二君） ご異議なしと認め、採決いたします。

議案第13号 平成21年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○副議長（金子健二君） 起立全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会中の継続審査の申し出について

○副議長（金子健二君） 次に、日程第9、閉会中の継続審査の申し出についてを上程いたします。

本件については、お手元に配付してありますとおり、議会運営委員会委員長及び施設建設・環境整備推進特別委員会委員長から継続審査の申し出があったものであります。

お諮りいたします。本件については、両委員長の申し出のとおり決するにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○副議長（金子健二君） ご異議なしと認め、両委員会委員長の申し出のとおり決しました。

以上で、今臨時会に付託された案件はすべて議了いたしました。

◎閉会の宣告

○副議長（金子健二君） これをもちまして、平成21年第2回筑西広域市町村圏事務組合議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉 会 （午前11時55分）

上記会議の顛末を記載し、相違のないことを証するためここに署名する。

平成21年7月21日

副 議 長 金 子 健 二 ⑩

臨 時 議 長 新 井 利 平 ⑩

署 名 議 員 真 次 洋 行 ⑩

署 名 議 員 秋 山 恵 一 ⑩